

Title	中宮寺日記より
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.3 (1923. 5) ,p.105(411)- 120(426)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中宮寺日記より

昨秋自分は彼の天壽國曼陀羅と二臂如意輪觀音像との所傳寺として有名なる大和法隆寺村なる中宮寺門跡を訪ねた。傳ふる處に據れば當寺は初め推古天皇四年聖德太子が母君穴穗部間人皇后の爲に建てられた蘆垣宮で、岡本宮の中央に位せる爲め、中ノ宮と申した。後ち、同廿九年同皇后崩御せられたので、太子この宮を寺となし同皇后を開祖として、「中宮寺」と稱し又觴尼寺と號し、伽藍具備し結構なるものであつたと。後ち年と共に廢頽して今日に至り、天文年間慈覺院宮高祐尊智女王伏見宮貞敦親王王女親王門主として入寺せられてより皇女王女相繼いで入室せられて幕末に及び、班鳩御所或は同御殿と稱したのである。(法宗律宗)

さて自分は當寺の記録を調査したところ、日記の多數に保存せられて居るのを見た。調査の必要上主として寶曆より幕末に至るものを調べたが、正徳頃より略々完全に存して居る様に見受けられた。當時の日記は表日記即ち役所側の日記と奥日記即ち奥側の日記等より成つて居り、「奥日記」の大部分は奉書に認められ尼僧の手に成りたるもので、恰も禁裏仙洞寺の「御湯殿上の日々の記」の原本を見る様であつた。次に表日記の方は美濃紙或は杉原紙にて、外題は一様で無いが御日並、御日記、御日簿、春秋簿、春秋記等と記され、恐らく書記所の役人即ち寺侍等によりて書き残されたものと思ふ。日記の認め方は普通の日記體で特記する處は無い。

次にこの表日記を一讀して感付いた數件を記して同日記未讀の諸君の御參考に供したいと思ふのである。

(一) 寺領寺祿

一五町貳反拾八步

關伽井山

此山中米壹石貳斗九升六合

一壹町九反四畝貳步

中宮寺御古屋鋪

當寺の寺領寺祿に就きては雲上明鑑、同明覽、都仁志喜等に「御領四十六石餘、外十二石」と記してある。この四十六石餘とは平群郡法隆寺村内當寺領田畑屋鋪合貳町八反三畝步七厘より上る米四十六石貳斗七升貳合の事である。(寶曆明和頃は四十六石二斗四升七合)猶同郡關伽井山五町貳反拾八步中より米壹石貳斗九升六合の收入あるも、これは川掛役銀なき爲め加えられぬものと見える。又文祿四年迄は當寺の古屋鋪壹町九反四畝貳步も寺領であつたが其後は除かれて居る。(一一二)

是ハ八拾五年以前(延寶七年ヨリ)文祿四年未年瀧川左馬之助檢地之節除地ニ紛無之候ニ付此度除之、

右者寶永四年中宮寺爲御領御寄附、法隆寺村之内ニ而御朱印就被進候、

延寶七年本多平八郎檢地帳ヲ以テ地所相改、

辻彌五左衛門ヲ御引渡有之候、

右書面之通相違無之候以上

文化五辰八月 中宮寺御内

淺井主税印

高取御役所

淺井主税印

次に「外十二石」とあるが、是れは一山よりの配當米拾貳石の事であり、一山とは法隆寺の事で、是れも時により減少する事がある。(三)

(二) 明和二年十二月十日

覺

(一) 文化五年八月八日

一高四拾六石貳斗四升七合

大和國平野郡法隆寺村

高取役所へ差出御書附之通

去々未年此役銀八匁五分貳厘四毛貳才

一田畑屋鋪合貳町八反三畝步七厘 中宮寺御領

但百石ニ付拾八匁四分三厘貳毛

此分米四拾六石貳斗七升貳合

去申年此役銀九匁九分六厘三毛四才

〔中宮寺日記〕

但百石ニ付貳拾壹匁五分四厘四毛
役銀都合拾八匁四分八厘八毛

右者今度山城木津川桂川賀茂川宇治川攝津河内
淀川神崎川中津川大和川筋御普請ニ付大和國高
役銀書面之通三井三郎方へ相納申候以上

明和二年酉十二月 中宮寺御所御内

高岡造酒印

御勘定所

(三)文化十三年二月廿六日

一一山より配當米拾貳石去暮壹步通減少之儀申來
り候由之一件、委曲御書而之趣被致承知候、寺
領困窮及難澁、一山一同減少承知之上之事に候
はゞ、於御殿も被成方も御座有間敷候、殊に永
々減少之儀に者無之、三五年之内に者仕法も付
可申由之段、其程に相成候はゞ、又仕法も相定
り可申、先々一山に任せ置可然被申居候

(二) 御本尊

當寺の御本尊は有名なる二臂如意輪觀音菩薩像
であるが、實に佳い作で殊に斜よりお拜むと非常

に佳い姿である。其のうつとりと閉ぢた眼、かす
かにほゞえむだ唇、指先を頬につけた姿を見る人
は誰れしも見とれるであらう。

明和三年正月初にこの本尊の胸中に直径一分位
の光の發するを門主御覽になり、其後一度消えて、
又四月下旬に光を發して尼僧家來一同見たとい
ふ。(四)又安永三年五月廿三日より數日郡山の繪

師兵次郎長尾宗珉參堂して本尊を模寫して居る。

(五)

(四)明和三年四月廿日

一御本尊御胸中に(直径一分位)是程之光り出る、光明甚
有之不審成義也、何れも老尼其外御家來拜見難
有事也、正月初より御所様には御覽遊ばし不審
之儀有之間、老尼共にも拜見を致し候へど、ひ
たすらに仰有、それと此節迄は何れも一向に拜
見いたし不申候、漸此節何れも見當候也、

(五)安永三年五月廿三日

一御本尊御像寫被仰付候付、郡山繪師兵次郎長尾
宗珉召連上於御堂寫候事、今晚並松ニ宿致候由
暮ニ下ル。

(三) 寶物虫干

當寺は所傳什物等の虫干を二三年日程に行つて居つたが、明和五年に法隆寺一山開帳あるを以て、これを機會に當寺の寶物を結縁の諸人に拜觀せしむる事と成り、其の前年六月廿六日より右の「什物虫干拜見」の札を門前芝ノ口に立てた。(六)ついで翌五年上巳より愈々一般に拜觀せしめ五月三日に至り、猶同月十三日迄は内々拜觀を許した。(七一)

(七一) 次いで同月十八日に法隆寺塔中無量壽院に拜觀のため陳列した諸寶物を返濟したが、日記に其目錄が載せてあるので當時其の寶物の如何なるものであつたかを知る事が出来る。日記 其の大部分の品は今日當寺に傳はつて居ると思ふが、中にも「太子貳才木像」の如きは今日繪葉書に造られて居るから人の知る處であらふ。右目錄の中に「天造龜」なるものが見えて居るが、先日寺の方に問合せたが不明である、何卒大方の教示を仰ぐ。

(十)

右の寶物虫干拜觀の事は其後文化九年、文政四

年、天保七年等の日記にも見えて居る。(十一十三) 序に附記して置くが是等虫干の節には禁裏、仙洞、春宮、中宮、御親類の宮等より御寄附或は御備の事がある。(十四)

(六) 明和四年六月廿三日

一郡山鳥居玄哲一昨日申遣候ニ付參殿、來子ノ三月ヨリ御什物虫干被仰付候故、諸人へ爲知せ之、御門前芝ノ口へ札立候ニ付、書付相頼、依之今日相認、則左ニ記

中宮寺宮御什物虫干、從來子三月三日同至五月三日令拜見者也

亥六月 中宮寺御所役人

右之通ニ檜板ニ而申付ル、尤廿六日ニ芝ノ口へ立ル積也、

(七) 明和五年上巳

一今日ヨリ本尊並御寶物等御虫干也

(八) 三日

一御世話人參殿評定之上御虫干彌今日切ニ相定

(九) 十三日

一御虫干當四日ヨリ今日迄ハ御内々ニ而拜見被仰

付候處、今日中ニ而無御滯相濟

(十)十八日

一左之目錄之通無量壽院へ御返却也、城戸齋爲持
參無量壽院腹痛之由ニ而、岡本頼母へ相渡シ罷
歸ル、先達而造酒ヨリ遣置目錄書致吟味頼母持
參可仕由也

目錄

- 一太子十六歲直筆御影一幅
- 一御所持之香爐並卓
- 一御柄香爐
- 一用明天皇御宸翰經切折本
- 一間人皇后御筆經一卷
- 一同御經帙
- 一八花形鏡
- 一中將姫御筆淨土經一卷箱入
- 一弘法大師御所持鈴箱入
- 一御所持柄香爐
- 一同馨
- 一同如意
- 一猿田彦之面 秦川勝作

一舍利塔 舍利七粒入
大師入唐之節感得

一皇后御帳飾

一五色長幡

一毘沙門天

一辨財天

一彌勒菩薩

一不動明王脇士ニ共厨子入

合貳拾品

右之通御返進也

中宮寺御所御内城戸齋印

無量壽院御房

一天造龜

一太子貳歲木像 丹好佛師

一紫服紗 壹ツ

右三品先達而御返進也

(十一)文化九年五月六日

御口上覺

一當御所御什物御虫干、三月三日より當十三日迄
爲結縁諸人に拜見被仰付候處、當三日に相濟候
に付、御届被仰入候以上

申五月六日

中宮寺御所御内

大方但見印

此度御虫干ニ付、從京都御備左之通

覺

(南御)

御奉行所

(十二)文政三年八月十九日

一今日芝ノ口江御虫干懸札相建、法隆寺懸札東續

下ニ切芝高壹尺、横四尺、前後貳尺餘、竹垣蕨

繩ニ而結

(十三)天保七年五月九日

一奈良役所江御虫干濟届差出ス、左之通

御口狀覺

一當御所御什物御虫干、當二月廿五日より同四

月廿五日迄爲結縁諸人に拜見被仰付、尙又當

四月廿六日より同五月五日迄、日延之儀御届

被仰入候處、去ル五日ニ而相濟候ニ付、此段

御届被仰入候以上

申五月九日

中宮寺御所御内

田中安宅印

御奉行所

(十四)文化九年三月二日

- 一 禁裏御所 御寄附 白銀三枚 御臺無
- 一 仙洞御所 御寄附 白銀貳枚 御臺無
- 一 春宮御所 御寄附 白銀壹枚 御臺無
- 一 中宮御所 御寄附 白銀壹枚 御臺無
- 一 御里様 御備 金百疋 雲脚臺 御下札添
- 一 御室様 御備 葩三拾片 堅脚御臺 添
- 一 圓臺院宮様 御備 南鐐壹片 豎足臺添

(四) 天壽國曼陀羅

前記御本尊如意輪觀音の木像と共に有名なるは天壽國曼陀羅で、我國現存最古の繪畫で有り繡帳である。記す迄も無いが、推古天皇聖德太子妃橘大郎姫の懇願を容れ采女等に勅して、極樂淨土の真相を繡織らしめ給ひしもので、其の長さ一丈六尺、周邊に龜甲形百個を聯ね、其の毎甲に四字を縫ひ、其の製作の由來を記したものであるが、千數百年を経るうちに破損し、建治元年に繡補を加へられたと云ふが、今日にては其の大要をうかゞ

はれ、龜甲も亦數個存するのみである。今日では増寫取」と記してある。(十六―十七)

同曼陀羅はガラス張の厨子の如きもの、中に掲げられて容易に拜見する事が出来、又側に置かる三枚小屏風に其の百個の龜甲が色系で刺繡されてあり、それを一覽して曼陀羅を拜見すると其の難有味がわかる。猶案内の尼僧は先きの厨子の下の引出から、先年○大正九年正倉院の寶庫の中より發見せられた同曼陀羅の斷片龜甲と人物を取り出して態々見せて下れた。右の様に今日では簡單に拜見する事が出来るが、往歲にあつては仲々容易なる事無かつたらしい。自分が一讀した寶曆以下の日記には同曼陀羅を人に見せた記事は僅に次の數である。

天和三年四月二日江戸の書家である伊藤善藏と云ふ人が同曼陀羅並に御本尊等の拜見を許されて居る。(十五)

文政二年四月廿日に古京遺文、上宮聖徳法王帝説證注等の著者である狩谷掖齋が御附武家土山淡路守の紹介で同曼陀羅、川越額、蓮系曼陀羅並に縁記等を拜見し、同曼陀羅を「一々微細に拜見荒

増寫取」と記してある。(十六―十七)

天保五年十二月十六日に觀古雜帖初編、萬葉地名考等の著ある穗井田忠友(標助)は參堂して同曼陀羅、川越額並に中將姫三尊之彌陀等を拜見して、猶南都奉行梶野土佐守の依願により翌十七八兩日にわたり畫工を伴ひ同曼陀羅を全部模寫して居る。(十八―二十)

翌天保六年閏七月廿日奈良奉行梶野土佐守等來り、御本尊、同曼茶羅、三尊彌陀佛等を拜見して居る。(廿一)

又天保十一年六月廿九日に江戸の繪師晴川院の門人三人來り同曼陀羅、來迎三尊、川越額並に其奉文、縁記等を拜見して居る。(廿二)

右の中「川越額」に就きては次に記すが、「中將姫作三尊彌陀」とは藕系彌陀來迎佛で、今日寺に傳はつて居り、繪葉書に印刷してある。

猶川越額の條で説明するが、是れより先き享和二年には時の光格天皇川越額を觀覽の爲めに都に取り寄せられたるが、其節同曼陀羅、縁記も亦共

出から、先年○大正九年正倉院の寶庫の中より發見せられた同曼陀羅の斷片龜甲と人物を取り出して態々見せて下れた。右の様に今日では簡單に拜見する事が出来るが、往歲にあつては仲々容易なる事無かつたらしい。自分が一讀した寶曆以下の日記には同曼陀羅を人に見せた記事は僅に次の數である。

天和三年四月二日江戸の書家である伊藤善藏と云ふ人が同曼陀羅並に御本尊等の拜見を許されて居る。(十五)

文政二年四月廿日に古京遺文、上宮聖徳法王帝説證注等の著者である狩谷掖齋が御附武家土山淡路守の紹介で同曼陀羅、川越額、蓮系曼陀羅並に縁記等を拜見し、同曼陀羅を「一々微細に拜見荒

増寫取」と記してある。(十六―十七)

天保五年十二月十六日に觀古雜帖初編、萬葉地名考等の著ある穗井田忠友(標助)は參堂して同曼陀羅、川越額並に中將姫三尊之彌陀等を拜見して、猶南都奉行梶野土佐守の依願により翌十七八兩日にわたり畫工を伴ひ同曼陀羅を全部模寫して居る。(十八―二十)

翌天保六年閏七月廿日奈良奉行梶野土佐守等來り、御本尊、同曼茶羅、三尊彌陀佛等を拜見して居る。(廿一)

又天保十一年六月廿九日に江戸の繪師晴川院の門人三人來り同曼陀羅、來迎三尊、川越額並に其奉文、縁記等を拜見して居る。(廿二)

右の中「川越額」に就きては次に記すが、「中將姫作三尊彌陀」とは藕系彌陀來迎佛で、今日寺に傳はつて居り、繪葉書に印刷してある。

猶川越額の條で説明するが、是れより先き享和二年には時の光格天皇川越額を觀覽の爲めに都に取り寄せられたるが、其節同曼陀羅、縁記も亦共

に上りて叡覽に供せられて居る。(廿二―廿一)

(十五) 明和三年四月二日

一 普光院參上^{○中} 其趣は此度關東之住人伊藤善藏と申仁當表し罷越被申候ニ付、一寺之寶物等も拜見致し度候、夫ニ付當御殿之天壽國之曼荼羅何こそ相成候儀に候はゞ、拜見仕度旨、關東にて噂承及申儀故、中院法印に向相頼候由、法印よりも相願來候、

一 八ツ時御殿御上段之次之間北側ニ、右之曼陀羅を懸置、前之机ニ打敷懸ケ、香爐居、線香立ル、右之通拵置、中院へ案内申遣、即刻伊藤善藏同道にて無量壽院普光院罷上ル、^{○中} 御堂本尊古佛等拜見申付、其後御殿へ同道して、曼陀羅拜見之儀申付ル、暫拜見其後難有旨申退出、無量壽院もいまた拜見不仕候處、御影拜見難有旨申シ歸ル、右伊藤善藏は手跡之達者にて、諸大名へ指南仕よし、是迄閑院宮様之姬宮様關東ニ被

爲成候御家來分之由、

(十六) 文政二年四月十九日

一 土山淡路守より來書、

一 江戸湯島壹丁目狩谷掖齋ト申者、古物吟味之爲メ、上京仕、京師神社向寶物等武邊に申込見物も仕候由、元來學者ニテ聖德太子之御事等、別而覺悟も仕候旨、就右其御殿御寶物天壽國曼荼羅何卒拜見仕度懇願ニ御座候、相成儀ニ御座候ハ、御内々拜見被仰付候様御取斗之儀、拙者より奉願候、御立關迄可然御場所ニ而御内々拜見之儀、御取計被遣候はゞ、忝奉存候、川越之御額も、御序之事に付、被仰付被下度、且法隆寺寶物之内、本人拜見も仕度品有之候よし、其許様より御取計被成遣見物も相成候はゞ、可然御せわ之儀御頼申入候、吳々も不容易儀、且は御面倒之御事にも、可有之候得共、宜御取計御せわ之儀御頼申入候、

右之趣申來に付、采男御用部屋にて面會、右御用部屋へ止宿爲致、明朝拜見可被仰付旨申置、(十七) 廿日

表御座敷北六帖之間に、天壽國曼陀羅、川越額、蓮系曼陀羅並緣記等御藏より出し、拜見被仰付

候、 狩谷掖齋

天壽國曼陀羅一々微細に拜見荒増寫取

(十八)天保五年十二月十六日

一晝後東藏院に向、穗井田縹助に只今參上可致旨
申遣候處、即刻參殿、表御殿南之間に而、川越
額、天壽國曼茶羅、中將姫三尊之彌陀等拜見被
仰附候處、何卒右曼茶羅荒之寫取、奉行梶野土
佐守拜見仕度申居候間、右寫取之儀御免被成下
度、極内々に願候に付、奥向に申入候處、不苦
旨に付、明日御殿に而、寫取可申旨申聞候處、
難有奉存旨に而一山に引取、

(十九)十七日

一今朝に穗井田縹助畫工同道に而參殿、
右天壽國曼茶羅寫取、少々相殘候に付、明日早
朝より又々參上仕願度趣、暮前一山に引取、

(二十)十八日

一早朝より昨日之通兩人參上、暮迄に不殘寫取、
難有奉存候旨御禮申上歸南、

(廿一)天保六年閏七月廿日

(南都奉行)

一參殿梶野土佐守和田忠五郎……………

此度は先達而極内々給人穗井田縹助より願來り
候、内拜見物之義被願候に付、夫より御堂に致
案内本尊如意輪觀世音菩薩並天壽國曼茶羅、中
將姫之作三尊之彌陀一軸等、御堂にて内々拜見
被致候、相濟退出……………

(廿二)天保十一年六月廿九日

一關東御繪師晴川院門人願に付、拜見之御寶物左
に、
取次 中院二位

同斷 護身院俊善

一御堂拜禮並に天壽國曼茶羅、來迎三尊、川越之
御額、右奉文並縁起被爲拜見候事、

但し使者之間に通、表御殿於中之御間ニ而右
拜見之事

畫工眞田信濃守内 三村晴山
同 松平阿波守内 中山瑜次
同 細川越中守内 狩野藤太

(五) 川 越 額

曼陀羅共に叡覽に供せられ、或は前記の人々に
拜見されたる「川越額」といふものに就いて少し

く記述して見ると、餘程以前中宮寺にて參詣人に
願つた「川越額之縁起」なる一枚摺のものがある
が、それに據ると御堂に掲げる額を時の能筆なる
高雄神護寺の弘法大師に書かしむる爲め勅使が携
へ高雄に行きたる處途中折節大雨洪水にて清瀧川
を渡り兼ねて困りたるに、弘法大師はこの事を知
つて筆硯を携へ、川邊に出で筆を執り其勅使の携
へたる額に向ひたれば、其の面に中宮寺なる文字
忽然として顯はれたと、それ故この川越額なる名
が起つたものだと云ふのであるが、唯今現存し其
模造が本堂に掲げられてあるが、自分ほうつかり
して其れを見をよしたから詳述する事は出来ぬが
縁を除いて横一尺八寸、縦二尺九寸との事で結構
なるものであると。(廿三)

享和二年紫宸殿承明門に新に御額を掲げられ
る爲め諸方より種々額をお取寄せに相成り、叡覽
あらせられたるも御意に叶ひたるもの無く、據り
て中宮寺所傳の川越額を叡覽に供する事となり、
其節序に天壽國曼陀羅並に縁起三卷も叡覽に供せ
られる事となり、同年十月廿一日右のもの取寄せ、

廿三日御附武家に渡し、叡覽に供したるに御意に
かなひ、翌十一月一日天壽國曼陀羅は御返しとな
りたるも右の額は新額の出來上る迄禁裏に留めら
れる事となり、翌三年閏正月四日に日野大納言資
矩並に女房の奉書と共に門主の里方なる有栖川宮
迄お返しに成り、二月廿九日中宮寺に歸つたので
ある。(廿四―廿一)

先日右の額の寸法を中宮寺に問合せたる處態々
前記の奉書貳通を寫して送られたるから參考迄附
記して置くから一讀せられたい。それに依り叡感
の淺からざりし事がうかゞはれるのである。(廿二)
(廿二)川越額之縁起

此中宮寺三字の額は弘法大師の眞筆なり往昔御法
主御堂に額を掲げたまはん事を思ひ給へる事はか
らずも帝聞しめして即有司に勅してのたまはく今
高雄神護寺の僧空海こそ世にたぐひなき能筆なり
はやく中宮寺の額を書しめ給るべしとありしかば
勅使命をうけて額を携へて高雄山にいたらんとし
たまふに折節大雨洪水にて清瀧川をわたる事を得
ずいかゞせんとおもひ煩ひ給ひし時空海和尚此事

を知り給ひ筆硯をたづさへ川の邊りに出られしか

粟津圖書頭

ば勅使これを見て空海ならんとおもひ勅命を述られければ空海和尚硯に筆をそめて向はれしかば勅使額を捧げ給ふに嗚呼不思議なるかな中宮寺の三字額の面に忽然とあらはれしかば世に川越の額と

一京都より亥之刻に着
昨日申之刻日野殿を以被仰進候禁裏御所之川越御額天壽曼陀羅御縁起三卷箱に入中宮寺御縁起黒柿箱に入

稱して今に清瀧川のほとりに不明額建石硯石など

一禁裏御所御拜覽也
(廿六)廿一日

あるは其舊跡なり本文木版摺のもの、額は椽の飾をのそきて縦二尺九寸、横一尺八寸、中に「中宮寺」とあり

一酉之刻過に御額曼多羅來る
(廿七)廿三日

(廿四)亨和二年十月十九日

今日四ツ半時御所御内立關に持參仕候様に被申候

有栖川宮様上り亥之刻前罷歸り候に付翌廿日卯之半刻に罷越淡路守被申入候趣此度紫宸殿承明門え御額被爲掛候に付諸方より額御取寄叡覽被爲有候

御里様に有之趣申上御額曼多羅申出し御所御内立關に淺井主稅持參淡路守に改渡す相納り候由藤木空頭粟津石見守え申入候則被及言上候

得共叡慮相叶候額不被爲有依之中宮寺宮御寶物大師眞筆川越額叡覽被遊候由被爲仰出候有栖川宮に

(廿八)廿四日
未之刻罷出候處呼出有之付昨日被指上置候御寶物此度御拵之額見合に可相成に付暫御留被爲遊候曼多羅

も申上早々取寄候様に被申渡候且又天壽國曼多羅御叡覽之儀者不被爲仰出候得共此御寶物も稀成御掛物に候得と御里様有栖川宮御心附之趣に而被着

も御同様に相成候仍而淡路守より落手書堅書之預り一札被指出候

添可然由被申即刻御里様に上り右之趣被及言上候

(廿九)十一月一日

(廿五)廿一日

日野殿に參上大納言殿御對被成天壽國曼多羅御渡し則受取一札淺井主稅より日野殿役人え渡す御額

之義は彌御見合相成候に付御所新額出來迄御留被成候由被仰渡候

(卅)享和三年二月

此度川越之御額御所御額御見合相成稀成名額之由御感不爲淺候由被爲仰出右叡感之趣日野大納言殿染筆被相認御額に被相添閏正月四日有栖川宮様に御受取早々御本殿可奉移し之所淺井主税所勞有栖川宮様に御預り二月下旬主税少々快氣仕候に付致守護罷歸り御殿納

右之通御日並より書貫跡置候以上

享和三年亥二月 御家司淺井主税

(卅一)享和三年二月廿九日

一戌ノ刻到着 淺井主税

川越御額天壽國曼陀羅等下る

(卅二)中宮寺文書 日野大納言資矩卿の奉書

所被傳來之額空海眞跡中宮寺三字古製分明最爲殊勝、今度

紫宸殿承明門等榜額、大略模之被新造、遂再興

之條 叡感之事、以彌被秘藏、可被傳永久之旨

御沙汰候事

享和三年閏正月三日 資矩

女房奉書

中宮寺傳來の古額御覽に入られ候、古風殊勝の事、ゑいかむあさからす候、このたび御殿御門の古額御さいこうあらせられ候、御見あはせになり參らせられ候、ふかく御満そくの御事におはしまし候、此たちはなのうち枝、御なか二十ゆひたひ候、古額なをく永く寺に御ひそうあへくと申せとの御事におはしまし候、かしくたれにても御つほねへまいらせ候

(六) 天 降 丸

明和の日記の中に二三ヶ所當寺傳來の「天降丸」なる藥の製法を傳へ、京都並に大阪に弘める事を許しておる事が見える。然し惜しい事にはこれは如何なる草根木皮を原料とし、或は何病に効能あるものか、今日當寺には傳へが無いとの事である。

(卅三)

(卅三)明和四年九月三日

御口上之覺

一當御殿に従往古御傳來被爲在候天降丸と申御藥

此度和州□村伊作と申者へ御授調合之義被仰付、諸方へ御弘め被仰付度候、依之大阪表へも、三ヶ年之間御弘め被仰付度思召候間、大阪町御奉行え御通達之義宜頼思召候已上

九月廿八日 中宮寺宮御内 高岡造酒

兩傳奏雜掌宛

(七) 欠 込

欠込は驅込即ち有夫の女が夫の放蕩或は冷酷等に耐へ兼ねて尼寺に至り其の離縁の捌を願ふのである。今日に於ても妻の離縁訴訟に付いては不利の立場にあるが、當時に於いては尙更の事で、たゞ唯一の策としては妻の尼寺に欠込む事であつた。江戸附近に於て所謂「縁切寺」即ち其離婚裁判を専門にして居つたものゝ中有名なるものは鎌倉の東慶寺で其の由來も古いものである。次は埼玉縣世良田村字徳川にある満徳寺である。これは今日では殆んど人に忘れられて居るが、開基も古く將軍秀忠の息女が再興し尼寺となし、幕末迄は所謂「縁切寺」として知られ、今日にては廢傾し

僅に一堂を残すのみであるが、當時の面影を語る「諸物扣」なる古帳等があり、それを廣げて見ると欠込の理由を寺社奉行に届け出でた控で縁切寺研究者の好參考資料である。

さて中宮寺も尼寺なる爲めに、これ等の例に漏れず「欠込訴」の事は日記の諸所に散見して居る。これは必らずしも本人自身の訴へでなく代理人の訴でも事が足りた様である。欠込の訴があると、先づ相方の關係者一同に「差狀」即ち呼出狀を遣りて寄出し、其等の云ひ分を聴取り、又寺の方よりは役人を其の村に遣して其の内實を探偵せしめ、愈々離縁の理由正しいものとすれば、夫の方に「暇狀」即ち離縁狀を書かし、其の問題の解決の證として仲媒人並に其村の年寄等より「濟證文」なるものを寺に差出さして居る。(冊四―四二)又夫が頑固に寺の調停を拒んで寺の方にて止むを得ず其の女を尼にするといふ様な記事は見えず、概して夫の方にて諦めて早く離婚して居る様である。然し中には自分から髪を切つて居る者もあり、(四三)又不義して隠れ場所に苦しんで寺に欠込み、

一方夫の方では其の筋に訴出で、其の筋よりは寺に女の引渡しを迫つて来る。其の内女は又逃げ出す等複雑のものも時にはある。又この外村内の他の出入(争)等に付きても調停の勞を執つて居る事が見える。

(卅四)文化九年八月三日

一 參上

幸前 甚 四郎

御内々御願申上候。親縁類大田口村安次郎と申者、王寺村善七娘お石と申者召連、今曉參り申候、娘は私方に預り置可申候間、何卒相手藤井村吉兵衛、仲人王寺村喜代八御召出、理窟被仰聞被下候様願出る、巨細承り處甚面倒故、御取揚無之趣申聞候得共、強而願出候故、聞届置、

(卅五)八月四日

一卷紙出欠込女お石一件に付

王寺村 善 七

同 喜代八

同庄屋 太右衛門

藤井村 吉兵衛

同庄屋 治左衛門

(卅六)八月五日

一 昨日差紙之王寺村上ル

善 七

代組頭

病氣 喜代八

何れも代人之事故一通り申聞す、喜代八病氣候はゞ、代人に而も可差出處、無其儀、不都合之至、今晚御差紙差出可申旨申渡、

一 酉ノ下刻藤井村庄屋治右衛門並吉兵衛參り候趣に付、最早夜分に相成、御役所引ケ候儀、明朝上り候様申附候處……、

(卅七)八月六日

一 今日喜代八御召出に付罷上り候筈之處、今日吉兵衛方譯得申度候故、今日之處御用捨被下候。若今日不相分候におゐては、明日年寄召連可罷出候間、今日之處御赦免願出候に付、聞届遣、尤幸前甚四郎取次故、今日之處ハ用捨至遣間、明日迄無間違返答申出候様申渡、猶御差紙は明日迄其方へ預り置、仍而罷出候もの、相渡可申旨申渡、

(卅八)八月七日

一 今日藤井村吉兵衛事に付郡山に御使

義三郎事 西川大炊
暫變名

(卅九)一王寺村喜代八並年寄罷出る、吉兵衛安次郎双方隙之儀致吟味候處、吉兵衛方暇之儀は私取斗不申、女よりも願不申段申出に付、芝ノ口惣九に宿預申付る

(四十)八月八日

一昨日喜代八留置、大田口村安次郎仲人嘉四郎呼出、双方對決爲致候處、喜代八僞申募るに付、宿預け申付置、

(四一)八月廿四日

一今日王寺村善七娘一件相濟、藤井吉兵衛方暇狀差出事濟候段、吉兵衛仲人喜代八、王寺年寄權十郎より濟證文差上る、先日より喜代八御門前惣屋九助へ宿預け被仰置候處、事濟に付歸村申附る、

一王寺村善七呼出、其方娘吉兵衛方出入相濟、仲人喜代八並庄屋地頭用故代年寄權次郎濟證文差上事濟候、則吉兵衛方より石え之暇狀則甚四郎へ相渡申候、就而者右方安次郎方へ嫁付申度相望候、其方承知に候はゞ、仲人甚四郎方へ御殿

を御下げ、甚四郎方より遣可申趣申聞候處、何卒親元へ御下げ被下度段願候得共、夫にては彼是邪を入、又々出入にも相成可申旨、年寄共申談、其通相心得可申段申渡、

(四二)閏八月十六日

一參上

幸せん甚四郎

先日より段々御苦勞に預り候女、御威光ニ而、落着仕難有奉存候、今日大田口安次郎方え差遣申度候間、御案内申上候、

(四三)文化元年七月小十九日

一此間より欠込之者いろ、今日御成御留主中、御臺所花知、圓持能晝寢之内、髮切之趣、北室院に申來

さて以上記したる處は自分の中宮寺日記を一讀したる際に心附きたる數件を摘録したもので、貴重なる本紙の數葉を費したのは申譯無いが、若し右の數件の中一件にても讀者諸賢の未知の事にて、御參考となる處あれば、誠に自分の満足する處である。猶諸賢の中他日當寺を訪ねられたる時は右の日記をも是非一見せられたい、又御參考と

なる處が少くないと信じて居る。

最後に本稿を記すにあたり、日記の拔萃記載を快諾せられ、且種々教示を賜りたる中宮寺門跡に

深く謝意を表する次第である。

(大正十二年正月七日)

武 田 勝 藏